

第 7 章

そ の 他

目 次

1	特定非営利活動促進法等に関するQ&A	7-1
2	法人設立の相談等について	7-9
	(1) 相談窓口について	7-9
	(2) 様式等の提供について	7-10
3	縦覧・閲覧等について	7-11
	(1) 縦覧.....	7-11
	(2) 閲覧・謄写.....	7-11
4	登記, 国税, 県税の問い合わせ先	7-13
	(1) 登記に関する問い合わせ先	7-13
	(2) 国税に関する問い合わせ先	7-13
	(3) 県税に関する問い合わせ先	7-14
5	お問い合わせ先	7-15

法（又はNPO法）.....特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

1 特定非営利活動促進法等に関するQ & A

ここでは、よく寄せられる質問について紹介します。詳しくは、連絡先まで、お問い合わせください。

Q1 NPOとボランティアの違いは何ですか？

どちらも営利を目的としない自発的な活動ですが、ボランティアは「人」に注目した言葉であって、NPOは「団体」に注目した言葉です。

また、ボランティアが活動に参加する側であるのに対して、NPOはボランティアの参加の場をつくる、参加を求める側であるという違いもあります。

Q2 NPOとNGOの違いは何ですか？

NPO(Non Profit Organization)は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指すと解されますが、単に「NPO」という場合、法人格の有無は関係ありません。

他方、NGO(Non Government Organization)は、もともと国連の場で使われはじめた言葉であり、会議への参加などを通じて国連諸機関と協力関係にある政府以外の組織のことを政府代表と区別するための呼称です。営利を目的としない民間団体で、主として開発、人権、環境など地球規模の問題に取り組む団体を指すことが多いものの、NPO法人との包含関係は特にありません。

もちろん、NPO法の要件さえ満たせば、いわゆるNGOであっても法人格が付与されます。また、どの法人制度を活用するかについては、団体の自主性に委ねられています。

Q3 「不特定かつ多数のものごの利益」とは、どのようなことを意味しますか？

この法律でいう「不特定かつ多数のものごの利益」とは、社会全般の利益を意味するもので、「公益」と同義語であると解されており受益者が特定されてはならないことを意味します。したがって、同窓会や会員のみを対象とする相互扶助的な活動など、構成員相互の利益(共益)を主たる目的とする活動は、特定非営利活動の要件には該当しないことになります。ただし、会員制の団体の場合については、会員となるための条件や会費の額などから「誰でも会員になれる」というものであり、一般の人が受益者となる上で実質上障害とならない程度であれば差し支えないと考えられます。

Q4 「営利を目的としない」とは、どのようなことを意味しますか？

「営利を目的としない」とは、剰余利益を構成員(社員)に分配しないことを意味します。物品の販売などの対価を得る事業であってもその事業からの利益を本来の目的である特定非営利活動に係る事業に充当し、団体内で分配しないのであれば、その事業の実施は禁止されません。

Q 5 対価を徴収する活動（例えば、有償ボランティア）は特定非営利活動に当たらないのですか？

特定非営利活動の定義（法第2条第1項）には、対価を徴収してはならないとする規定はありませんので、対価を徴収したことのみをもって特定非営利活動に当たらないとはいえません。

いわゆる有償ボランティアは、多くの場合、受益者の精神的な負担の軽減や事業の継続性等の点から受益者に実費等を負担してもらっているものですので、特定非営利活動に該当する可能性は十分あると考えられます。

しかし、特定非営利活動は、あくまで「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」することが目的（法第2条第1項）ですので、その対価があまりに高い場合には、特定非営利活動とはみなされない場合もあり得るでしょう。

Q 6 NPO法人を設立するには、活動実績や資産は必要ですか？

活動実績や資産の額についての要件はなく、資産がなくても設立することは可能です。

したがって、新たに事業を行おうとして設立する団体でも、NPO法で定める要件を満たし、認証を受ければ法人格を取得することができます。

Q 7 NPO法人になるためには登記が必要とされていますが、認証と登記の関係はどのようになっているのですか？

NPO法人は、所轄庁の認証を受けただけでは、法人として成立したことになりません。認証された後、法令に基づいて登記してはじめてNPO法人として成立します。これは、登記が法人の成立要件であるためです。

また、登記が完了したときは、遅滞無く登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出する必要があるため、6月経過後も登記がされない場合、所轄庁にて認証を取り消すことができます。

Q 8 認証の法的性質とは何ですか？NPO法人は、所轄庁からいわゆる「お墨付き」を得たものではないのですか？

「認証」とは、ある行為が法令に適合しているのかどうかということを審査し確認をしてその判断を表示する行為として一般的に使用されているものです。

NPO法では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、法第12条に規定する設立要件に適合すると認めるときは、認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

したがって、認証されたからといって、所轄庁がその団体の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。公開された情報などをもとにして、団体がどの程度信用できるかを市民一人ひとりが判断することが求められています。

Q 9 任意団体時の財産を新法人に引き継ぐことは可能ですか？

任意団体の残余財産を、その団体の構成員の総意によって新しく設立するNPO法人に寄附することは可能です。この場合、新しく設立される法人は、従来の任意団体とは法律上は別個の組織であり、任意団体時の残余財産はあくまでも「寄附」の形で移転されることとなります。

Q10 個人の住宅を事務所とすることは可能ですか？

個人の住宅であっても、「事業活動の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権、少なくともある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われる」場所であれば、事務所とすることは可能です。ボランティア団体等の場合は、専用の事務所を確保することが難しく、役員の自宅を事務所とする例も多いと考えられます。

Q11 「その他の事業」であれば、どのような事業を行ってもよいのですか？

「その他の事業」は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲内で行うことができるとされています（法第5条第1項）。したがって、法人が社会的信用を損なうような事業や、将来、法人に対して損害を与える危険が高いような事業は、本来の目的である特定非営利活動に支障が生じると考えられますので適当とはいえないでしょう。

Q12 設立後に社員が10人を下回ったときは、その法人は自動的に法人でなくなるのですか？

いったん法人として設立されれば、設立後に社員が10人を下回ったことのみをもって、NPO法人が自動的にその法人格を失うことはありません。しかし、「10人以上の社員を有すること」という要件（法第12条第1項第4号）は、法人設立時のみならず、設立後も維持することが必要ですので、この要件を満たさない団体は早急に社員が10人以上となるように補充しなくてはなりません。

社員が10人に満たない法人に対しては、所轄庁は改善命令（法第42条）を発し、さらには、設立の認証を取り消す（法第43条）ことも可能です。なお、社員が一人もいなくなった場合は、法第31条第1項に列挙された解散事由の一つである「社員の欠亡」に該当しますので、NPO法人は自動的に解散することになります。（ただし、解散届、解散登記等の手続きは必要です。）

Q13 社員資格の得喪に関する「不当な条件」とは、どういう場合ですか？

NPO法人は、「社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと」（法第2条第2項第1号イ）とされています。この要件は、NPO法人が、「市民が行う」（法第1条）特定非営利活動を主たる目的とする団体であるので、その構成員についても閉鎖的でなく、一般の人が誰でも入れるようにすることが基本であることを示しています。

したがって、NPO法人は、原則として、誰でも社員すなわち正規のメンバーになれなくてはなりません。ただし、NPO法人の活動から見て、どうしてもメンバーを一定の条件で限定せざるを得ないという「正当な理由」があれば、そのような制限のすべてが禁じられるものではありません。

Q14 社員として支払わなければならない会費の額は、どの水準であれば「不当な条件」に当たらないのですか？

社員として要求される会費が、低廉であり、一般の人が容易に支払える水準のものであれば不当な条件ではありません。しかし、具体的な事例の判断に際しては、本法の対象となる団体は多様なものが考えられるので、所轄庁がその基準を一律にいくらと定めることは難しいでしょう。

Q 15 役員就任に関する親族等の制限はどうなっていますか？

NPO法には、NPO法人が私物化されることを防ぐために、役員に親族が含まれることを制限する規定があります(法第21条)。

具体的には、役員総数(理事及び監事の合計数)が6人以上の場合は、本人以外に、配偶者若しくは3親等以内の親族が、1人までは役員になることができる、つまり、本人と合わせると2人までは役員になれます。しかし、役員総数が5人以下の場合は、本人以外には、配偶者若しくは3親等以内の親族は1人も役員になれません。

これらの規定に違反する状態になった場合は、その役員を辞任させるなど早急に是正措置を講じる必要がありますが、違反状態となったことをもって直ちにその者が役員でなくなるわけではありません。

なお、3親等以内の親族とは、次のとおりです。その際、配偶者の親族も、本人の親族と同様に扱われます。

1 親等…父母, 子

2 親等…祖父母, 孫, 兄弟姉妹

3 親等…曾祖父母, 曾孫, おじ・おば, おい・めい

※手引き1-6の図参照

Q 16 外国人, 公務員, 未成年者等は理事になることができますか？

これらの者は、いずれも理事になることは可能です。しかし、いずれの者についても、役員
の欠格事由に該当してはなりませんし、「住所又は居所を証する書面」として条例で定め
る書面等を提出しなくてはなりませんので、これらの要件を満たすことが前提となります。

また、公務員については、公務員として職務に専念する義務(国家公務員法第101条, 地方
公務員法第35条)があり、この義務に反するような責任を担うことはできませんので、理事に
就任する場合は、あらかじめ勤務先に確認した方がよいでしょう。さらに未成年者も、理事に
なることは可能ですが、未成年者が法律行為をする場合には法定代理人の同意を得る必要があ
ります。

Q 17 役員について、「理事」を「評議員」と称することができますか？

法律上の理事を対内的にどのような名称で呼んでも差し支えありませんが、その場合は、法
律上の理事との関係を定款上明らかに記載しておく必要があります。なお、いかなる名称を定
款で定めても、登記の際は「理事」としてしか登記できません。

Q 18 役員として、特別顧問・顧問を定めることはできますか？

NPO法人の役員は、理事と監事の2種のみです。しかし、法律上の役員としてではなく、
法人の任意の機関として、総会や理事・監事等の権限を侵さない限り顧問などの名称の機関を
置くことは禁止されていません。また、組織の内部で、理事を評議員等の他の名称で呼ぶこと
についても、特段の制限はありません。

Q19 代表権のない理事が法人の名において行った行為について、法人は責任を負わなければなりませんか？

理事の代表権は、定款で制限することができます。代表権を定款で制限し、登記した場合に限り、代表権のない理事が法人の名において行った行為について、法人は原則としてその責任を負う必要はありません。

なお、定款で代表権を制限せず、理事全員を登記している場合は、すべての理事に代表権があります。その場合、法人は原則として、その責任を負わなければなりません。

Q20 役員を選任・解任はどのような方法で行うべきですか？

理事は、法人の業務を執行し、対外的にはその法人を代表します。また、監事は、理事の業務執行を監督する役割を担っています。このように、理事及び監事は、社員に対する重要な役割を担い、その法人の活動の成果も、役員活躍に依存しているといってもよいと考えられます。したがって、役員選任は、社員の総意に基づいて行われることが望ましく、基本的には総会で選任される、あるいは総会でその者を理事にすることを承認を得るべきであると考えられます。

Q21 理事が事務局の職員を兼務し、職員として労働の対価を受け取った場合に、その対価は役員報酬と見なされますか。

NPO法においては、NPO法人の役員のうち報酬を受ける者の数を、役員総数の3分の1以下に制限していますが、ここで問題としている報酬は、あくまでも役員としての報酬ですので、職員に労働の対価として支給した給料は、役員報酬には当たらないと考えられます。

Q22 法人の事務について、すべて理事会で決定することができますか？

NPO法人の事務は、定款をもって理事その他の役員に委任したものを除くほか、すべてについて総会の決議によって行うこととされています。したがって、理事会等に委任していない事項については、すべて総会の議決事項となります。

なお、定款の変更、解散及び合併については法律上、総会で議決することが規定されており、理事会等に委任することは認められません。また、法律は毎年1回通常総会の開催を義務づけており、総会の機能が理事の業務執行を監督するとともに重要な事項について決議することにあることを考慮すれば、例えば、役員選任・解任、事業計画、活動予算、事業報告、活動決算などは、その法人の基本的運営を左右するものとして、総会での議決にふさわしい事項であると考えられます。

Q 2 3 定款には将来的に行う予定の事業についても記載できますか？

法人は、法令の規定に従って定款により定まった目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされています。このように、定款の目的は、対外的に事業内容を示すという重要な意味を持っていますので、いつ実施するのかははっきりしないような事業を定款に記載することは適当ではないでしょう。しかし、その事業の実施が予定されている場合は、法人設立直後には実施しない場合でも、定款に記載しておくことも差し支えないと考えられます。

Q 2 4 掲示板のみで公告することは認められないのですか？

公告は、法人の一定の行為によって第三者の利益を侵害する恐れがある場合に、法人が承知していない第三者に対してもそのような行為が行われることを知らせ、その者の権利を保護するために行われるものです。

法人が解散した場合、解散した法人が破産手続開始の申立てを行った場合の公告については、官報に掲載して行うことが必要です。

Q 2 5 残余財産の帰属先を定めるに際しては、相手先の同意が必要ですか？

定款に残余財産の帰属先を定めるに当たっては、相手方の同意は必要ありません。また、あるNPO法人の定款に残余財産の帰属先と定められたからといって、その者に残余財産を引き取る義務はありませんので、引き取りを希望しなければその時点で帰属を拒否することは可能です。

Q 2 6 NPOへの助成金に関する情報はどのようにして得られますか？

県共生・協働センターホームページの「助成金情報」に掲載しています。また、公益財団法人助成財団センターのホームページでは各種助成金を事業分野やキーワードで検索できるほか、助成事業のデータを収録した冊子「助成団体要覧－民間助成金ガイドー」が一般に販売されています。

上記ホームページに限らず、各種助成団体のホームページ等に情報が掲載されていますので、インターネットで情報検索したり、上記の「助成団体要覧－民間助成金ガイドー」を閲覧するなどして、自ら情報収集することが必要です。

Q 2 7 平成24年4月1日施行の法改正で、法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」に改められましたが、どのような違いがあるのですか。

従来の収支計算書は、資金収支をベースとした計算書類でしたが、活動計算書は損益ベースの計算書類で、株式会社などで使用されている会計基準に近くなります。また、減価償却などの正味財産の増減要因を示すことができるため、継続して活動を続けていくことができるかどうかを把握することができます。なお、当分の間、収支計算書での提出も認められます。

Q28 平成24年4月1日施行の改正で、定款の変更について、認証を必要とする事項について改正されていますが、どのように変わったのですか。

定款の変更について、これまでは届出だけで足りる事項を具体的に定め、それ以外の事項は認証が必要でしたが、今回の改正で、認証が必要な事項が具体的に定められ、併せて、届出だけで足りる事項が拡大しました。なお、届出事項についても、定款変更した場合は社員総会の議事録の謄本と変更後の定款を添えて、届け出る必要があります。

※認証が必要な事項は、

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

の10項目です。

Q29 平成24年4月1日施行の改正で、「役員名簿」と「年間役員名簿」がありますが、どのような違いがあるのですか。

「役員名簿」は最新の役員名簿を、「年間役員名簿」は年度途中で就任した役員、辞任した役員も全て記載した前年度の役員名簿を指します。

Q30 平成28年の法改正（平成29年4月1日施行）で、事業報告書の備置期間が約3年間から約5年間に延長されましたが、いつから延長されるのですか。

平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります。例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の事業報告書等から対象となります。

Q31 平成28年の法改正（平成29年4月1日施行）で、貸借対照表の公告が必要となり、「資産の総額」の登記が不要となりますが、いつ時点の貸借対照表から公告が必要となりますか。

平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。ただし、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告する必要があります。この場合、①施行日（平成30年10月1日）までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

なお、「資産の総額」の登記は平成30年10月1日までは必要です。

Q 3 2 貸借対照表の公告はどの程度の期間必要ですか。

官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで公告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間（作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間）、継続して公告する必要があります。また、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所へ掲示する場合は、公告開始から1年を経過する日までしておく必要があります。

Q 3 3 貸借対照表の公告に係る定款変更の必要がありますか。

貸借対照表の公告については、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告（法人のHP等）、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置（法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示）を選択することができ、定款で定める方法により公告することが義務づけられました。

既に定款で定めた公告方法に変更がない場合は、貸借対照表もその方法で行う必要があります。現行定款で規定されている方法とは別の方法とする場合には、定款変更が必要となります。

例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲載と官報掲載が必要です。この法人が電子公告を選択する場合には、特定貸借対照表の公告までに定款を変更する必要があります。

Q 3 4 令和2年の法改正はどのようなものですか。

令和2年の法改正は、平成28年改正法附則第16条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。

改正内容は、次のとおりです。

① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等（1カ月間→2週間）[法第10条関係]

② 住所等の公表等の対象からの除外

[法第10条第2項、第30条、第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係]

③ NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減 [法第55条第1項関係]

④ NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定 [法附則第8条関係]

Q 3 5 令和2年の法改正はいつから施行され、いつから適用されるか。

令和2年改正法は、令和3年6月9日から施行されます。

また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。

① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、令和3年6月9日以後に認証の申請があった場合について適用されます。（令和2年改正法附則2）

② NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。（令和2年改正法附則3）

2 法人設立の相談等について

(1) 相談窓口について

県または権限移譲市町では、法人設立認証申請の手続等について、県民の皆様の相談に応じています。相談のある方は、下記へ御連絡ください。

	相談窓口	連絡先
鹿児島県	共生・協働センター	〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号 かごしま県民交流センター1階 電 話：099-221-6613 F A X：099-227-2247 メール：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp
鹿屋市	地域活力推進課	〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号 電 話：0994-31-1147 F A X：0994-31-1172 メール：chiiki@city.kanoya.lg.jp
枕崎市	企画調整課	〒898-8501 枕崎市千代田町27番地 電 話：0993-72-1111 F A X：0993-72-9436 メール：seisaku@city.makurazaki.lg.jp
阿久根市	企画調整課	〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地 電 話：0996-73-1215 F A X：0996-72-2029 メール：kikaku@city.akune.lg.jp
出水市	くらし安心課	〒899-0292 出水市緑町1番3号 電 話：0996-63-4022 F A X：0996-63-8050 メール：kurashi_c@city.kagoshima-izumi.lg.jp
指宿市	健幸・協働のまちづくり課	〒891-0404 指宿市東方9300番地1 (ふれあいプラザなのはな館内) 電 話：0993-23-1003 F A X：0993-23-1004 メール：kenko-machi@city.ibusuki.jp
西之表市	地域支援課	〒891-3193 西之表市西之表7612番地 電 話：0997-22-1111 F A X：0997-22-0295 メール：shiminkatudo@city.nishinoomote.lg.jp
垂水市	市民課	〒891-2192 垂水市上町114番地 電 話：0994-32-1295 F A X：0994-32-1395 メール：t_soudan@city.tarumizu.lg.jp
薩摩川内市	薩摩川内市市民活動センター	〒895-0012 薩摩川内市平佐1丁目18番地 電 話：0996-25-6210 F A X：0996-25-6188 メール：community@city.satsumasendai.lg.jp
日置市	地域づくり課	〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地 電 話：099-248-9408 F A X：099-273-3063 メール：chiikidukuri@city.hioki.lg.jp
曾於市	総務課（施策推進室）	〒899-8692 曾於市末吉町二之方1980番地 電 話：0986-76-8801 F A X：0986-76-1122 メール：soumu@city.soo.lg.jp
霧島市	市民活動推進課	〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45番1号 電 話：0995-64-0988 F A X：0995-46-0566 メール：shimin-suisin@city.kirishima.lg.jp
南さつま市	企画政策課	〒897-8501 南さつま市加世田川畑2648番地 電 話：0993-76-1507 F A X：0993-52-0113 メール：e_kyoudou@city.minamisatsuma.lg.jp

	相談窓口	連絡先
志布志市	企画政策課	〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 電 話：099-472-1111 F A X：099-473-2203 メール：tiikiseisaku@city.shibushi.lg.jp
奄美市	市民協働推進課	〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号 電 話：0997-52-1111 F A X：0997-69-3745 メール：shiminkyodo@city.amami.lg.jp
南九州市	まちづくり推進課	〒897-0392 南九州市知覧町郡6204番地 電 話：0993-83-2511(代表) F A X.0993-83-1718 メール：machi@city.minamikyushu.lg.jp
伊佐市	企画政策課	〒895-2511 伊佐市大口里1888番地 電 話：0995-23-1311 F A X：0995-22-5344 メール：kikaku@city.isa.lg.jp
始良市	地域政策課	〒899-5294 始良市加治木町本町253番地 電 話：0995-66-3111 F A X：0995-62-3699 メール：seisaku@city.aira.lg.jp
瀬戸内町	企画課	〒894-1592 大島郡瀬戸内町古仁屋船津23 電 話：0997-72-1112 F A X：0997-72-1120 メール：shinkou@town.setouchi.lg.jp
和泊町	企画課	〒891-9192 大島郡和泊町和泊10番地 電 話：0997-84-3512 F A X：0997-92-2116 メール：kikaku@town.wadamari.lg.jp
知名町	企画振興課	〒891-9295 大島郡知名町知名307番地 電 話：0997-84-3162 F A X：0997-84-3172 メール：kikakus@town.china.lg.jp

鹿児島県のNPO関連ホームページアドレス

<http://www3.kagoshima-pac.jp/> (共生・協働センターホームページ)

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/index.html> (鹿児島県ホームページ)

(2) 様式等の提供について

各種申請・届出、添付書類等の様式及びこの「特定非営利活動法人設立手続等の手引」は、共生・協働センター（又は各権限移譲市町）のホームページでダウンロードすることができます。詳しくは上記相談窓口へお問い合わせください。

3 縦覧・閲覧等について

県または権限移譲市町において、次のとおり申請書類の縦覧及び事業報告書等の閲覧・謄写ができます。

(1) 縦覧

認証の権限を持つ県または権限移譲市町において、その認証に係る申請中の書類を縦覧できます。

(2) 閲覧・謄写

権限移譲市町では、当該市町にのみ事務所を置く全ての法人の事業報告書等が閲覧・謄写できます。

県では、県内に事務所を置く全ての法人の事業報告書等が閲覧・謄写できます。

	場 所	備 考
鹿児島県	①県政情報センター（県庁2階） 及び ②共生・協働センター （かごしま県民交流センター1階）	① 8時30分～17時00分 （土日・祝日・年末年始を除く。） ② 9時00分～17時00分 （月曜日（休日の場合は翌日）*年末年始を除く。）
鹿屋市	地域活力推進課 鹿屋市役所5階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
枕崎市	企画調整課 枕崎市役所2階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
阿久根市	企画調整課 阿久根市役所 2階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
出水市	くらし安心課 出水市役所3階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
指宿市	健幸・協働のまちづくり課 ふれあいプラザなのはな館1階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
西之表市	地域支援課 西之表市役所3階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
垂水市	市民課 垂水市役所別館1階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）
薩摩川内市	薩摩川内市市民活動センター 1階	8時30分～17時15分 休館日：第3月曜（祝日の場合は翌日）
日置市	地域づくり課 日置市役所2階	8時30分～17時15分 （土日・祝日・年末年始を除く。）

	場 所	備 考
曾於市	総務課施策推進室 曾於市役所 2 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
霧島市	市民活動推進課 霧島市役所 2 階	8 時15分～17時00分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
南さつま市	企画政策課 南さつま市役所 2 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
志布志市	企画政策課 志布志市役所 4 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
奄美市	市民協働推進課 奄美市役所 2 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
南九州市	まちづくり推進課 知覧庁舎本館 1 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
伊佐市	企画政策課 伊佐市役所別館 2 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
始良市	地域政策課 始良市役所加治木総合支所北庁舎 3 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
瀬戸内町	企画課 瀬戸内町役場 2 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
和泊町	企画課 和泊町役場本館	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)
知名町	企画振興課 知名町役場本館 2 階	8 時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く。)

4 登記, 国税, 県税の問い合わせ先

(1) 登記に関する問い合わせ先

庁名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島 地方法務局	〒890-8518 鹿児島市鴨池新町1番2号	099-259-0680	県内全域

(2) 国税に関する問い合わせ先

【国税局・税務署】

国税局名	所在地	電話番号	管轄地域
熊本国税局	〒860-8603 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島	〒890-8691 鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111	鹿児島市 鹿児島郡
伊集院	〒899-2591 日置市伊集院町下谷口1532番地	099-273-2541	日置市, いちき串木野市
知覧	〒897-0393 南九州市知覧町郡6212番地	0993-83-2411	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
指宿	〒891-0491 指宿市大牟礼5丁目9番1号	0993-22-2548	指宿市
出水	〒899-0298 出水市昭和町22番13号	0996-62-0200	阿久根市, 出水市 出水郡
川内	〒895-8601 薩摩川内市若葉町1番25号	0996-22-2830	薩摩川内市 薩摩郡
加治木	〒899-5291 姪良市加治木町諏訪町13番地	0995-62-2161	霧島市, 伊佐市 姪良市, 姪良郡
鹿屋	〒893-8691 鹿屋市西原4丁目5番1号 鹿屋合同庁舎	0994-42-3127	鹿屋市, 垂水市 肝属郡
大隅	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491番地2 大隅合同庁舎	099-482-0007	曾於市, 志布志市 曾於郡
種子島	〒891-3194 西之表市西之表16314番地6 種子島合同庁舎	0997-22-0440	西之表市 熊毛郡
大島	〒894-8677 奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321	奄美市 大島郡

(3) 県税に関する問い合わせ先

【地域振興局・支庁】

局・支庁名	所在地	電話番号	管轄地域
鹿児島地域振興局 県税管理課・納税課 課税課	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	県税管理課:099-805-7211 納税課 :099-805-7241 課税課 :099-805-7221	鹿児島市, 日置市 いちき串木野市 鹿児島郡
南薩地域振興局 県税課	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-53-1317	枕崎市, 指宿市 南さつま市 南九州市
北薩地域振興局 県税課	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5205	阿久根市, 出水市 薩摩川内市 薩摩郡, 出水郡
始良・伊佐地域振興局 県税課	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8120	霧島市, 伊佐市 始良市, 始良郡
大隅地域振興局 県税課	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2097	鹿屋市, 垂水市 曾於市, 志布志市 曾於郡, 肝属郡
大隅地域振興局 県税課 曾於市駐在	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491-2 国大隅合同庁舎 4階	099-482-1138	(同上)
熊毛支庁 県税課	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-0006	西之表市 熊毛郡
大島支庁 県税課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7229	奄美市 大島郡
県庁税務課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111	—
(自動車税に関すること) 鹿児島地域振興局 自動車税課	〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	099-261-5611	県内全域

5 お問い合わせ先

共生・協働センター

〒892-0816

鹿児島市山下町14-50

電 話：099-221-6613

F A X：099-227-2247

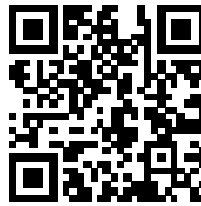
メール：p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp

U R L：http://www3.kagoshima-pac.jp/

（「鹿児島 共生協働」で検索すると、鹿児島県の共生・協働に関するページが出てきます。
そのページの一番下の関連リンクから共生・協働センターのホームページに移動することができます。）

facebook：https://www.facebook.com/kyoseikyodo/

ホームページ



facebook

